

第1章 計画策定の趣旨

1 背景及び目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、大規模地震に加えて、津波の発生により、これまでの災害をはるかに上回る大量の災害廃棄物が発生し、その処理に当たっては、多くの市町村で混乱が生じ、青森県を含め、被災県では、その処理完了までに多くの月日を要しました。

災害廃棄物については、生活環境の保全のため、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことが必要となる一方、被災後一定期間内に大量に発生し、様々な性状のものが混ざり合うため、仮置場や収集運搬車両等の確保、分別回収・処理が困難になるなどの課題があります。このため、将来大きな被害を与えると思われる災害をあらかじめ想定し、災害廃棄物の発生量及び処理可能量等を推計した上で、災害廃棄物の処理方法等を整理しておくことが必要です。

国においては、都道府県や市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害その他自然災害に対応するため、災害予防、応急対策等について必要事項を整理した「災害廃棄物対策指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「対策指針」という。）を平成26年3月に取りまとめました。更に、平常時の枠組み・対策では対応できない大規模災害発生時においても、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的な考え方、対応方針を整理した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「行動指針」という。）を平成27年11月に策定しました。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が平成27年7月に改正され、都道府県廃棄物処理計画に、非常災害時における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を定めること等が規定されるとともに、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号）が平成28年1月に改正され、都道府県及び市町村において災害廃棄物処理計画を策定することが規定されました。

このような状況の下、災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、県では、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、平常時の備えとして、県内市町村、関係機関及び関係団体等と広域的な連携を図りながら、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため本計画を策定したものです。

また、市町村は、災害廃棄物を含む地域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、県の災害廃棄物処理計画等と整合性を図りつつ、各地域の実情に応じて災害廃棄物処理計画を策定することとされていることから、本計画は、県内市町村における災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的としています。

2 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画を包含する「第3次 青森県循環型社会形成推進計画」(平成28年3月)をはじめ、国の対策指針及び行動指針を踏まえ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく「青森県地域防災計画」等との整合を図り、本県の地域特性等を勘案し、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等を取りまとめたものです(図1-1)。

災害廃棄物の処理に当たっては、衛生面や環境面における住民の安全・安心の確保のため、適正かつ円滑・迅速な対応が必要であることから、県と市町村の役割や災害廃棄物処理の基本方針、災害廃棄物の想定発生量を踏まえた処理方法等、具体的かつ技術的な情報を盛り込み、実用的な計画として策定しています。

なお、災害が発生した場合は、現実的かつ着実に災害廃棄物を処理することが求められるため、災害廃棄物処理対策に関して地域で取り組み、さらに教育訓練等を通じて人材育成にも努め、より実効性のあるものに高めていくこととします。

図1-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け
(参考：対策指針P1-3)

